

組合員の皆様

2019年2月13日

2019/20 保険年度の変更について

更改事項について最新情報をお知らせいたします。

1. P&I、オフショア、ディフェンス、戦争危険、ロンドンの各クラスのルール改定

2018年12月21日付の回覧でお知らせした改定案は、2019年1月29日の各クラスの総会で承認されました。

2. 2019/20 保険年度のでん補限度額

てん補限度額案は現保険年度と同じで、以下の通りです。

船主の加入について

- 油濁に関するクレームは、国際グループの通常の実任に関する文言に従い、てん補限度額を1事故あたり10億ドルに据え置きます。
- 船客および船員に関するクレームは、総限度額に関する文言に従い、1事故あたり総額30億ドルをてん補限度額とし、うち船客に関するクレームは20億ドルを限度とします。
- その他のすべてのクレームは、オーバースピル・クレーム・ルールでの規定額を限度とします。

多くの組合員の方から、2019/20 保険年度に油濁の超過担保が利用可能かどうか、お問い合わせをいただいております。プール対象組合員の皆様については、10億ドルを超過した油濁カバーを購入できるようになると見込んでおります。ご関心のある方は、ブローカーまたは

The Standard Club UK Ltd

www.standard-club.com

Registered in England No.17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority FRN 202805

Managers' London agents: **Charles Taylor & Co. Limited**. Registered in England No.02561548
Authorised and regulated by the Financial Conduct Authority FRN 785106

Registered address: The Minster Building, 21 Mincing Lane, London, EC3R 7AG
Telephone: +44 20 3320 8888 Email: pandi.london@ctplc.com



クラブの通常の窓口までご連絡ください。クラブで手配する場合は、引受保険者の代理人としてのみ、カバーの証明をいたします。

用船者の加入について

用船者を加入者とする保険のてん補、共同加入等（joint entrants / co-assureds）の用船者のてん補、コンソーシアム契約に基づいて生じた組合員の責任に対するてん補は、別途加入証明書に記載がない限り、3億5000万ドルをP&Iリスクのてん補限度額とします。

用船者のP&Iカバーは、国際グループプールとは別の再保険契約に従って提供されます。この再保険は、合意を条件として10億ドルまでの共通てん補限度額（P&Iと船体損害）でリスクを引受けることができます。

用船者のカバーには、クラブ管理者の同意と追加保険料によって、貨物所有者としての用船者の責任に対するてん補を含めることができます。

追加のカバー

追加のカバー（fixed premium P&I / P&I war risks / offshore and specialist risks / contractual covers / K&R / professional liability / traders 等）の限度額は、プール対象外の再保険プログラム（現行10億ドル以下）または他の特定の再保険のてん補内容に応じて個別に合意されます。限度額は該当する組合員の加入証明書に記載されます。

3. 戦争危険

標準的なP&Iカバーの場合の戦争・テロ危険特別担保は、これまで通り5億ドルを限度額として提供します。追加担保を設定する場合の戦争・テロ危険特別担保は、引き続き、本クラブが個別に合意し加入証明書に記載した金額または1億ドルのいずれか低い方を限度額とします。船主の生化学兵器等リスクの担保についても、引き続き3000万ドルを限度額とします。

4. 米国のテロ危険

理事会は、米国の2015年テロリズム保険制度再承認法（US Terrorism Risk Insurance Program Reauthorization Act 2015、TRIPRA）で定義するテロ行為に対する担保を次保険年度も提供することを決議しました（TRIPRA 決議）。本クラブで同法が適用される加入船舶はごく少数ですが、対象船舶には、かかるテロ行為のリスクに対する保険料として、1加入G/T当たり



0.25 セントが全体の保険料に加算されます。米国政府は同法の規定に基づき、対象テロ行為による損失に対するてん補額のうち、当該保険担保を提供する保険会社が支払う法定免責額（保険会社の保険金支払責任限度額）を超える額の一定割合を支払います。

TRIPRA（その後の改正を含む）では政府補償に関するトリガー条項（政府補償プログラムの発動条件）も定めています。トリガー条項では、同法で定義するテロ行為により保険業界が被る損失額がトリガー金額（現行1億8000万ドル）を超えない限り、保険会社は政府補償を受けることができません。さらに、任意の制度実施年度における保険損失総額が1000億ドルを超える場合、米国政府は超過分については一切補償金を支払わず、保険会社も自社の法定免責額まで支払った後は、1000億ドルを超える部分については支払責任を負わないものとしします。

5. ブルーカード

本クラブは、次保険年度の加入船舶に対し、油濁民事責任条約（CLC条約）、バンカー条約、海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約、船客に対する賠償責任に関するEU規則に係るブルーカードを発行します。組合員が本クラブまたは国際グループに所属している別のクラブとの契約更改を約する書面を本クラブに提出した場合は、更改条件の合意前でもブルーカードを発行します。

6. MLC 証書

本クラブは、2006年の海上の労働に関する条約（MLC条約）第2.5規則、第A2.5.2基準および第B2.5指針に基づく船員の未払い賃金、送還費用および付帯費用、ならびにMLC条約第4.2規則、第A4.2.1基準および第B4.2指針に基づく船員の死亡または長期の後遺障害に対する補償について、金銭的保証に関するMLC証書を発行することができます。証書は、申請手続きが済み次第、MLC特別条項（MLC Extension Clause）に規定される基準に基づき発行が可能です。この特別条項では、MLC証書に明記されたMLC条約の規則・基準の範囲内となるクレームを船員が提起した場合、クラブが支払いを行うことを定めています。一方、そのような支払いが標準的なP&Iカバーの範囲外となる場合は、組合員は本クラブに対して弁済義務を負うとも定めています。その際、標準的なP&Iカバーの対象外となるMLC条約上の責任については、組合員および共同加入者が弁済の連帯義務を負うことにご留意ください。

クルーリスクがP&Iカバーから除外されている場合は、船主にクルーリスクに対するP&Iカバーを提供している保険会社がMLC証書を発行することになります。ただし状況によっては、クラブが承認する補償状の受理をもってクラブが証書を発行することもあります。



7. 保険料および解除保険料

2019年1月29日開催の理事会において、本クラブの財務状況が審査されました。P&I、ディフェンス、ロンドン、戦争の各クラスについて、勘定未閉鎖保険年度の追加保険料は不要と見込んでいます。

P&Iとディフェンス両クラスの解除保険料については、2016/17保険年度および2017/18保険年度はいずれも年間保険料の0%、2018/19保険年度は同6%で確定しました。2019/20保険年度の解除保険料は暫定的に同6%に設定されています。2016/17保険年度は2019年5月に閉鎖される予定です。

ロンドンおよび戦争クラスの解除保険料については、勘定未閉鎖保険年度はいずれも予定保険料の0%で確定し、2019/20保険年度の解除保険料も暫定的に同0%に設定されています。

8. 未払いの保険料

保険更改は、2019年2月20日時点で本クラブへの未払いがないことを条件としています。未払いがある場合、2019年2月20日から当該未払金が支払われるまでの間、更なる通知を行うことなく、てん補は停止します。

ブローカーを採用する組合員の皆様は、ブローカーはあくまでも組合員の代理人であることにご留意ください。ブローカーに保険料を支払っても、本クラブに支払ったことにはなりません。クラブに保険料を支払う責任は組合員にあります。

全被保険者は、追加保険料、解除保険料、オーバースピル保険料、法と裁判管轄に関するルールを含む、すべてのクラブルールに拘束されること、そして、ルール第18、19、21の各条により理事会が課す追加・解除・オーバースピル各保険料の支払い責任を受け入れることを了解したものと見なされます。これらの具体的な義務とルール規定についての言及は、すべてのクラブルールに拘束されたとした全被保険者の同意を何ら制限するものではありません。

9. 英国のEU離脱



[2019年1月24日付の回覧](#)でお知らせした通り、アイルランド中央銀行から The Standard Club Ireland DAC (Standard Ireland) の営業認可を取得しました。これに伴い、現在 The Standard Club UK Ltd (Standard UK) に加入し、保険更改される欧州経済領域 (EEA) 内の組合員は、2019年2月20日から Standard Ireland が保険の引受を行うこととなります。

2019/20 保険年度に関する上述の内容は、Standard Ireland が保険更改を行う組合員に対しても等しく適用される予定です。2019年2月18日には Standard Ireland の理事会が開催され、同クラブの財務状況の審査と TRIPRA 決議の採択が予定されています。

Standard UK の会計監査人の辞任と選任について

本クラブの会計監査人であったムーア・スティーブンス監査法人 (Moore Stephens LLP) が BDO 監査法人 (BDO LLP) と合併し、BDO に事業が移管されました。これを受けて、ムーア・スティーブンスは The Standard Club UK Ltd の監査人を辞任し、新たに BDO が監査人として選任されました。

上記に関してご質問がございましたら、クラブの窓口までご遠慮なくお問い合わせください。

以上

Jeremy Grose
Chief Executive
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835
E-mail: jeremy.grose@ctplc.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです)